

彙報

二〇一九年度後期東洋学講座講演要旨

(木簡・竹簡資料への誘い)

第五七五回 一月六日(水)

中国戦国時代の「非発掘簡」

東洋文庫研究員 小寺 敦
東京大学東洋文化研究所教授

本講演は全三回シリーズの講座「木簡・竹簡資料への誘い」の第一回である。

木簡・竹簡を含む簡牘は秦漢期以前の主要な書写材料であり、中国古代研究の重要資料でもある。ここでは「非発掘簡」研究の現状とその課題を解説するとともに、簡牘学や歴史学への導入ともなるよう意図した。

まずは講座全体への導入として簡牘の概略を述べた。簡は幅が狭く文字が一行に書かれ、牘は幅が広く文字が二行以上書かれる。その内、竹製のものを竹簡・竹牘、木製のものを木簡・木牘という。竹簡は紐で複数束ねられて冊子状になる。簡牘の用途は、書籍・公文書・私信など多岐に

わたる。竹簡の標準的な長さは約二三センチメートルで、漢代の一尺に相当する。簡牘の筆記用具としては毛筆や石硯などが出土している。簡牘は殷代に既に存在したことが想定されるが、有機物で腐敗しやすいため、今日存在するものは、一九〇一年、英国のスタインが新疆の尼雅遺跡で発見して以降の出土品である。また年代の最も古い簡牘は湖北省随州で発見された曾侯乙墓竹簡(前四三三年)である。

次は戦国秦漢時代の出土簡牘である。戦国時代の簡牘は中国の湖北・湖南など南方の個人の墓からの発見が多い。それは地下水が豊富で、土中の簡牘が脱酸素状態になって腐敗しにくくなり、長期間保存されたからである。これらの地域の大半は「楚地域」と称される戦国時代の楚の勢力範囲であり、簡牘中、大半を占めるのは、竹が多い植生上、竹簡である。楚地域から出土した簡牘は「楚文字」と称される独特な書体の漢字で書かれている。秦漢時代になると、今日の陝西省・甘肅省など西北の乾燥地からも簡牘が発見されている。これらは施設跡からの出土が多く、竹が少ない植生上、木簡の割合が大きくなる。

それから「非発掘簡」の説明である。簡牘を含む出土資料には、考古学による正式な発掘を経て発見されたものとそうではないものがある。後者には後代の偽作が含まれ

る。それは「盗掘簡」「骨董簡」などと呼ばれることがあるが、総称としては不適切であり、報告者の属する研究グループでは「非発掘簡」と呼ぶことにした。但し、この呼称はまだ学界一般で受け入れられていないものではない。非発掘簡は出土地が不明で、その多くが骨董市場で流通する。通常、正式な考古発掘により発見された簡牘には出土地と時代により、非発掘簡では所蔵機関と時代により名づけられる。現在、偽造簡が大量に骨董市場で流通しており、非発掘簡の弁偽は必須である。

続いてその弁偽法をいくつか紹介した。自然科学的方法の一つに放射性炭素年代測定がある。これは炭素の放射性同位体である炭素一四（ ^{14}C ）の半減期を利用した年代測定法である。今日ではAMS法により、より微量の試料で精度の高い計測が行われるようになった。それにより得られた生データは較正曲線により補正されるが、補正後も誤差があり、ある一定の幅をもってしか年代を示せないことに注意が必要である。放射性炭素年代測定は数ある年代測定の一つに過ぎないのである。次に竹の状態、特に黒化を利用した方法である。戦国時代の竹簡は水に浸かって光と酸素を遮断された状態で長期間保存されたものである。これは出土後、極めて短い時間で黒ずむことが知られている。未処理の竹簡が光と水に晒されても黒化しなければ偽物で

ある。人文科学的方法としては文字の書体があり、楚文字のような戦国時代の文字が使われていなければ偽物である。また仮借字を利用した弁偽法もあり、これは上古音で通仮しない文字を仮借字として用いられれば偽造品と分かる。なお竹簡に書かれた内容から偽物を見破る方法は、伝世文献や既知の出土文献を参考に偽作することが可能であるから、弁偽法としての有効性はさほど高くない。ところで、放射性炭素年代測定が竹簡の弁偽法として万能ではない理由として「空白簡」の存在がある。文字の書かれていない竹簡の出土点数はかなり多く、それらが偽作に利用されている可能性がある。このように非発掘簡の弁偽は慎重さを要するから、非発掘簡を研究資料として利用すべきか否か、研究者間でも態度が分かれる。だが出土地の不明瞭な甲骨や青銅器は弁偽をした上で研究対象とされているから、非発掘簡を研究対象から完全に除外することは妥当性を欠くであろう。

最後に非発掘簡と簡牘研究の今日的課題を述べた。簡牘は金銭的価値をもつが故に盗掘や偽造の横行を招いている。そのために盗掘品の学術利用を禁止する国際協定があるものの、貴重な資料を買い戻さず散逸させることが妥当であるか疑問である。現実的対応として、そういう問題があることを認識しつつ研究を進めざるを得ず、盗掘を極力阻止

するほかない。もう一つは非発掘簡に関する情報公開である。偽造簡についてのみならず、通常の放射性炭素年代ですら不十分な情報しか開示されないことがある。それでは隣接分野の研究者にすら正確な情報が伝わらないことがあるから、適切な情報公開のあり方が検討されるべきであろう。

第五七六回 十一月一日(水)

秦漢時代の法律文書

東洋文庫研究員
東京学芸大学名誉教授

太田 幸男

私が担当したのは、秦・漢兩時代の簡牘のうちの法律および法律関係文書についてである。このうち、とりあげたのは『雲夢秦簡(睡虎地秦簡)』と『張家山漢簡』二年律令の二種である。

当日配布した資料は、大別して次の三種類であり、講演も主としてこれらの資料に基づいて行われた。

一、両簡牘が出土した雲夢県睡虎地と江陵県(いずれも湖北省)の位置を示した白地図とカラーの地形図である。

二、両簡牘の概略的説明文。『世界歴史大系 中国史』(山川出版社、二〇〇三年)の四七六―四八九頁に私の執筆した両簡牘の解説文。

三、両簡牘の一部の原文と釈文。『雲夢秦簡』から二種類三点、『張家山漢簡』から一点。

雲夢県睡虎地郊外に南北に連なる一二基の秦墓の第一一号墓の棺内の遺骸の周辺から、一一五〇点あまりの竹簡が発見された。断簡や解説不明字、簡と簡の接合が諸説あっていまだ定説のない箇所等、今後の研究が待たれる点もある。字体は秦隸体で、棺内には竹簡が種類ごとに区別されて配置されていたこともあって研究が進み(赤外線をあてて解読された文字も含む)、現在までに数回釈文や解読文が出されている。発見された棺内の状況を丁寧に模写した図を配布資料中に入れたが、それらも含めて検討した結果、簡牘は次の一〇種に分類されている。「編年記」「語書」「秦律十八種」「秦律雜抄」「効律」「法律答問」「封診式」「為吏之道」「日書甲編」「日書乙編」。

これらの中には法律や法律関連文書のみではなく、教訓書、占卜書、実務手引等各種の文書もあり、墓主の「喜」(姓は記されない)の勤務上必要な文書が集められている。一〇種と一八の法律を解説する余裕はともなかつたが、いくつかの項目について、原史料も提示した。